

# 令和2年度 インセンティブ制度の 結果について

(令和4年度健康保険料率反映)

協会けんぽの  
インセンティブ  
制度とは？

加入者及び事業主の皆さまの健康づくりや医療費適正化に関する取組を5つの指標で評価し、上位過半の支部にはインセンティブ（報酬金）を付与し、2年後の健康保険料率に反映させる制度です。






全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 各評価指標の実績

令和2年度インセンティブ制度 評価指標結果	実績 (令和2年度)	実績 (令和1年度)
① 特定健診等の実施率 	↓ 64.8%	65.3%
② 特定保健指導の実施率	↓ 23.2%	25.8%
③ 特定保健指導対象者の減少率	↓ 32.8%	34.2%
④ 医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率 	↓ 8.6%	11.2%
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合 	↑ 82.7%	80.6%

 **総合順位 14位** 

令和4年度  
保険料率への影響

(料率ベース)  
0.016%引き下げ

(金額ベース)  
8,800万円相当

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、⑤ジェネリック医薬品の使用割合以外の項目が、令和元年度と比べて実績が下がりました。

特に④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率は、唯一全国平均以下の項目でした。

右ページを参考に取り組みを行いましょう！ 

## 全国平均(23位以内)の項目は、この調子で進めよう！



指標	全国順位	ワンポイントアドバイス
① 特定健診等の実施率	4位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35歳以上の被保険者はがん検診がセットになった生活習慣病予防健診を受けよう！</li> <li>・家族の受診率も影響するので、40歳以上のご家族も特定健診を受けよう！</li> </ul>
② 特定保健指導の実施率	10位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所宛てに特定保健指導のご案内が届いた場合は必ず受けよう！</li> </ul>
③ 特定保健指導対象者の減少率	20位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導は最後まで受けよう！</li> <li>・「運動」「食生活」「禁煙」など生活習慣を見直そう！</li> </ul>
④ ジェネリック医薬品の使用割合	6位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関受診時に医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望する旨伝えよう！</li> </ul>

要改善項目

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率について  
**健診の結果、「要治療」「要再検査」の判定が出ても放置していませんか？**

全国  
43位

生活習慣病は自覚症状がほぼありません。早期発見・早期治療のために受けている健診です。従業員が医療機関の受診をしやすくなるようご配慮をお願いいたします。

協会けんぽでは、受診が必要な方に対して、受診のご案内を文書で行っています。

また、保健師等が事業所を訪問して、健康状態やリスクについて説明し、維持・改善のためのアドバイスを「健康サポート」として、実施していますので、職場での受け入れをお願いいたします。



## 健康経営に取り組む事業所の取り組みのお声

「再治療」や「要再検査」と判定された従業員に、どこまで積極的に医療機関を受診するよう案内してよいものか悩んだ時期があったが、従業員の健康を大事にしたいと思い、受診の声掛けと結果を確認するようにしました。

早期発見できた時はもちろんですが、再検査して何もなかった場合でも、本人も事業主も安心でき、安心して働ける職場づくりにつながったと感じています。

今後も継続した声掛けや受診の確認を行いたいです。



# 「予防」の第一歩は「健診」です

今の健康状態を長く継続するためには、予防が大切です。

予防の第一歩は、「健診」です。

年に1回健診を受けて、この「**予防のサイクル**」を動かしましょう！



インセンティブ制度に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ

〒690-8531 松江市殿町 383 山陰中央ビル 2階

☎0852-59-5140 受付時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)